

鹿児島港本港区エリア 景観形成ガイドライン

(素案)

鹿児島県

目 次

<u>1 本ガイドラインの位置づけ</u>	2
<u>2 鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方</u>	3
<u>3 本ガイドラインの対象区域</u>	6
<u>4 配慮の方針</u>	6
<u>5 回遊動線と視点場の設定</u>	7
<u>6 配慮する事項</u>	16
<u>7 配慮についての協議・調整</u>	24

1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、桜島の眺望やまちなみ景観など、鹿児島港本港区（以下、「本港区」という。）エリアにふさわしい景観・デザインについて、基本的な方向性を示すことにより、本港区エリアにおける建築行為や、公共土木施設等の整備に反映し、同エリアの良好な景観形成と魅力向上を図るものです。

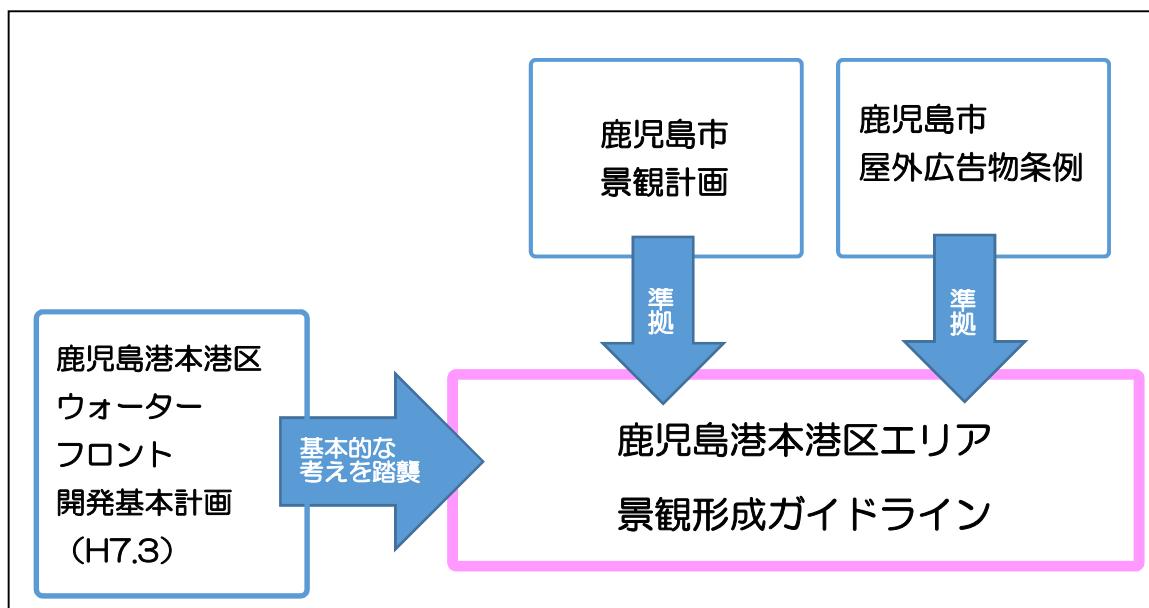


図 1-1 本ガイドラインの位置づけ

2 鹿児島港本港区のまちづくりの考え方

鹿児島港の歴史は、1341年頃、島津家5代貞久が東福寺城を6代氏久の居城としたときに始まると言われていますが、当時は稻荷川と甲突川が形成した沖積地の海岸に過ぎませんでした。

その後、江戸時代に琉球貿易が盛んになるにつれ、海運上の必要から波止場（三五郎波止場；1841年頃）や新波止（1844～1853年頃），荷役護岸等を建設し、港としての利用が始まったと言われています。

明治時代には沖縄、台湾及び阪神地区との交易により商港として発展し、1907（明治40）年、内務省告示により第2種重要港湾に指定されました。

古くからの歴史がある本港区は、錦江湾や、雄大な桜島の良好な景観をはじめ、歴史的建造物である鹿児島旧港港湾施設を有するともに、背後には県都鹿児島市の市街地が隣接する、自然景観、歴史、文化に恵まれた地区です。



写真 2-1 大正 15 年の鹿児島港本港区（出典：鹿児島港の歴史変遷）

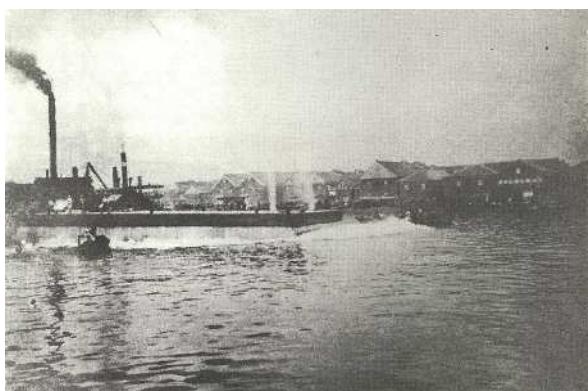


写真 2-2 昭和 7 年の本港区
(出典：鹿児島港の歴史変遷)



写真 2-3 昭和 30 年頃の本港区
(出典：鹿児島港近代化百年のあゆみ)



写真 2-4 昭和 57 年頃の防波堤（新波止, 遮断防波堤, 一丁台場）と赤灯台（旧北防波堤灯台）
(出典：鹿児島港近代化百年のあゆみ)



写真 2-5 ドルフィンポート (H17～R2) (出典：鹿児島港近代化百年のあゆみ)

本港区エリアは、これまでに「ウォーターフロントパーク」や「ドルフィンポート」、「種子・屋久高速船旅客ターミナル」などが整備され、新たな交流人口と賑わいが創出されてきました。

現在は、桜島フェリー、種子・屋久航路、三島・十島航路及び奄美・喜界航路が就航する、鹿児島の海の玄関口として重要な役割を果たしており、多くの県外客も訪れる「いおワールドかごしま水族館」などが立地するなど、多様な人々が行き交うエリアとなっています。

また、同エリアにおいては、平成31年に策定された『鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン』（以下、グランドデザイン）をもとに、

- ① かごしまの多彩な魅力を発信する人・モノ・情報の交流拠点
- ② かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間
- ③ 景観資源（錦江湾や桜島、歴史的建造）を活かした魅力ある空間

の3つを要素として、「年間365日 賑わう拠点の形成」をコンセプトとする利活用の検討が進められています。

そこで、本ガイドラインを、グランドデザインを実現するための景観やデザインについての指針として活用し、同エリアの良好な景観形成と魅力向上に必要な取組を進めます。

なお、同エリアにおいて、各種計画の変更や新たな計画の策定などが生じた場合は、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行います。

表 2-1 本港区の歴史

1341年頃	島津家5代貞久が多賀山の東福寺城を6代氏久の居城としたときに鹿児島港の歴史が始まるとされる
1602年頃	島津家18代家久が鶴丸城を築き鹿児島に居を構えてから城下町を整備、加えて港の整備が進められる
1789年～1853年	弁天波止・屋久島岸岐・三五郎波止・新波止を順次築造 ※1844～1853年 新波止築造
1863年	新波止は薩英戦争時、砲台を備え英國艦隊を迎撃ったとされる
1872年頃	一丁台場築造(その後桜島の大正大噴火により被災を受け、修復)
1901年～1905年	明治の大改修実施(物揚場、防波堤、浮桟橋等の整備) ※1905年 遮断防波堤築造
1907年	第2種重要港湾に指定(内務省告示)
1923年～1934年	大正・昭和の大改修実施(防波堤、岸壁、浚渫等) ※1934(S9)年 赤灯台(旧鹿児島港北防波堤灯台)築造
1951(S26)年	重要港湾に指定(港湾法)
1986(S61)年	本港区再開発に着手
1992(H4)年	北ふ頭 埋立竣工
1993(H5)年	北ふ頭旅客ターミナル 供用開始
1997(H9)年	いおワールド かごしま水族館 開館， 南ふ頭 埋立竣工
1998(H10)年	桜島フェリーターミナル 供用開始
2002(H14)年	南ふ頭旅客ターミナル 供用開始， ウォーターフロントパーク 供用開始
2005(H17)年	ドルフィンポート 開業
2006(H18)年	湾岸交番 開設， NHK鹿児島放送会館 開館
2007(H19)年	種子・屋久高速船旅客ターミナル 供用開始
2022(R2)年	ドルフィンポート跡地 暫定活用開始

3 本ガイドラインの対象区域

本ガイドラインでは、本港区エリアのうち、下図に示す範囲を対象とします。

なお、県有地に隣接する範囲（青色の範囲）についても、本ガイドラインを景観・デザインを考える上での参考にしていただきたいと考えています。



図 3-1 本ガイドラインの対象区域

4 配慮の方針

本港区エリアは、錦江湾の広大な静穏海域や雄大な桜島などの美しい自然景観を望むことができるとともに、歴史的建造物である鹿児島旧港施設等を有することから、これらの景観資源を活かした魅力ある空間を目指します。

特に水際線においては、錦江湾・桜島への眺望や、行き交う船と港の活動、歴史性を感じられるプロムナード（水際線のプロムナード）を有し、同エリアから朝日通りなどの街路を通して見える市街地のまちなみや、色とりどりの路面電車やバスが行き交う姿は、鹿児島ならではの特徴的な景観であると考えます。そこで、これらを活かした回遊性のある歩行者動線を確保し、歩行者目線での良好な景観を形成します。

また、鹿児島市内全域を対象とする鹿児島市景観計画においては、色彩や緑化等の基準が設けられています。同エリアは桜島及び城山への眺望確保のため建築物・工作物の高さにも基準が設けられていることから、建築物等の高さに配慮します。

5 回遊動線と視点場※の設定

水際線のプロムナードや、背後の市街地中心部からプロムナードへと繋がり、錦江湾・桜島、本港区エリアの歴史やまちなみ、活きた港の活動など、同エリアの魅力を感じられるルートを回遊動線として設定し、景観形成に配慮することとします。

また、同エリアの魅力を感じられる場所を回遊動線上の視点場として、錦江湾・桜島への眺望を確保する必要がある場所を「眺望の場」、まちなみや港の活動などを立ち止まって眺める場所を「佇みの場」として設定します。

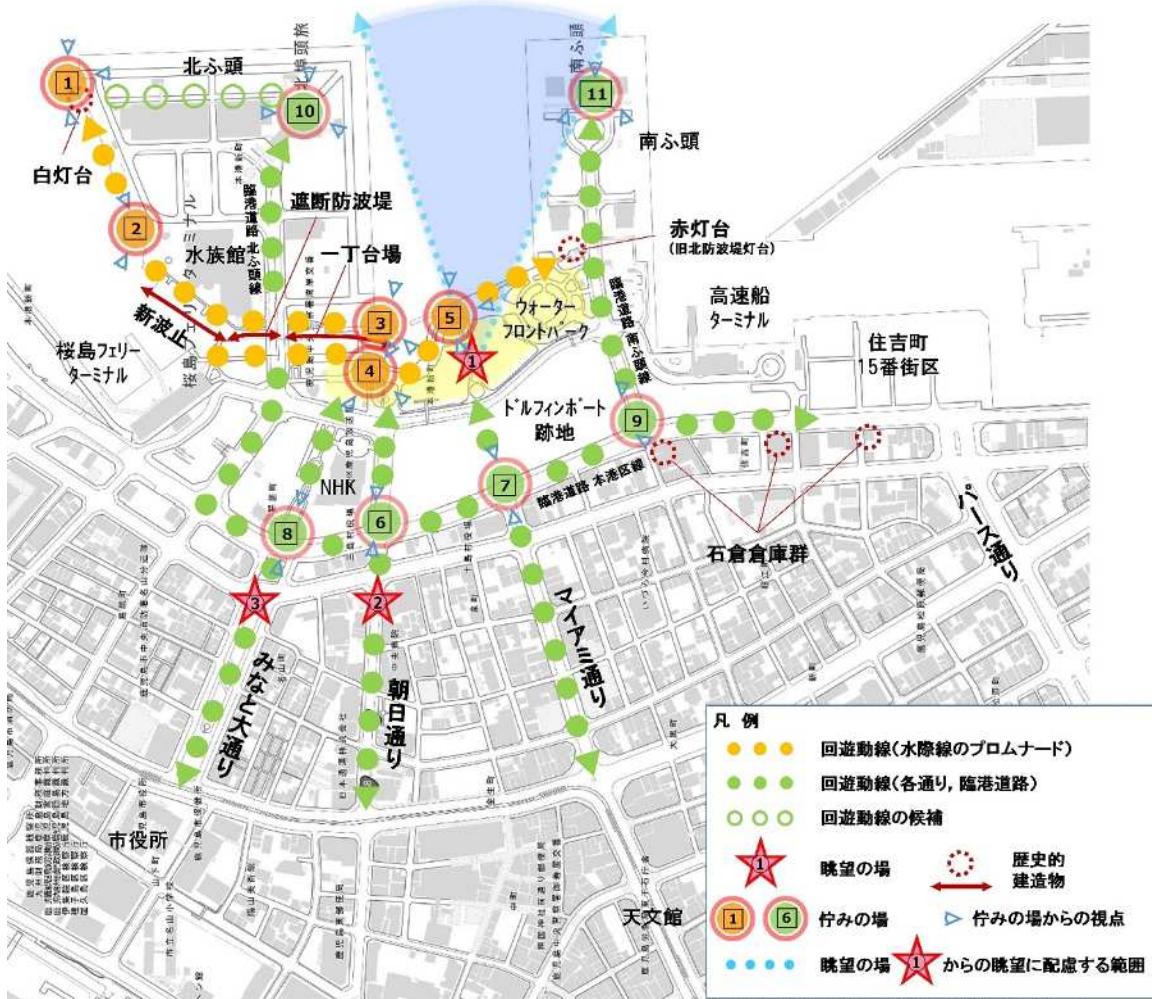


図 5-1 本港区エリアの回遊動線と視点場（地理院地図を使用）

※ 本ガイドラインでは、「視点場」を、鹿児島市景観条例に規定する視点場（遠景を眺望することができ、眺望の良さが広く市民等に認知され、眺望の良さを確保するための維持管理が継続して行われることが見込まれる場所）ではなく、景観や活動を眺める場所、としての意味で使用しています。

回遊動線とその特色

1. 水際線のプロムナード ● ● ●

白灯台から、国の重要文化財である鹿児島港旧港施設（新波止・遮断防波堤・一丁台場）を経て、国の登録有形文化財である赤灯台へと至る、本港区の歴史性を感じられる動線

錦江湾・桜島や港の活動を眺められる動線

2. 水際線のプロムナードと中心市街地・北ふ頭・南ふ頭・

住吉町15番街区を結ぶ回遊動線 ● ● ●

(朝日通り)

両側に建ち並ぶビル群の間から見る桜島、港の活動

市街地のまちなみ、路面電車やバスが行き交う姿を眺められる動線

(マイアミ通り)

港の活動、市街地のまちなみ、

路面電車やバスが行き交う姿を眺められる動線

(みなと大通り)

市役所から本港区エリアへと繋がる緑地景観を楽しむことができる動線

水際線のプロムナードへアクセスしながら、港の活動を眺められる動線

(臨港道路本港区線)

大正年代に建造された石倉群（離島航路の荷物保管場所）の歴史性を感じることができる動線

ドルフィンポート跡地での活動、港の活動を眺められる動線

(臨港道路北ふ頭線・南ふ頭線)

北ふ頭・南ふ頭旅客ターミナルへアクセスしながら、錦江湾・桜島や港の活動を眺められる動線

「眺望の場」及び「^{たたず}みの場」

眺望の場

★① マイアミ通りの延長線にあるウォーターフロントパークの中央付近



★①から
錦江湾・桜島への
眺望に配慮する範囲

★② 朝日通りと県道（鹿児島停車場線・鹿児島港線）との交差点付近



★②から桜島への
見通しを確保する範囲

★③ みなと大通り公園と県道（鹿児島停車場線）との交差点付近



★③から桜島への
見通しを確保する範囲

たたず
佇みの場

□1 白灯台

- ・錦江湾・桜島や、北ふ頭の港の活動の眺め
- ・桜島フェリーの出入りなど港の風景の眺め



□2 鹿児島水族館付近

- ・錦江湾・桜島や、北ふ頭の港の活動の眺め
- ・桜島フェリーの出入りなど港の風景の眺め



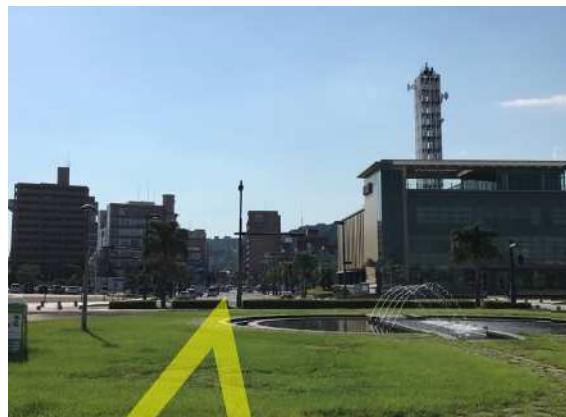
□3 一丁台場

- ・錦江湾・桜島や、北ふ頭・南ふ頭の港の活動の眺め
- ・離島航路の出入りなど港の風景の眺め
- ・ウォーターフロントパークでの活動の眺め



□4 朝日通りを望む四阿付近

- ・錦江湾・桜島や、北ふ頭・南ふ頭の港の活動の眺め
- ・離島航路の出入りなど港の風景の眺め
- ・ウォーターフロントパークでの活動の眺め
- ・市街地中心部の活動の眺め



市街地中心部の
まちなみを望む



□5 マイアミ通りを望む四阿付近

- ・錦江湾・桜島や、北ふ頭・南ふ頭の港の活動の眺め
- ・離島航路の出入りなど港の風景の眺め
- ・ウォーターフロントパークでの活動の眺め
- ・歴史性のある赤灯台の眺め



□ 6 ドルフィンポート跡地角

- ・離島航路の出入りなど港の風景の眺め
- ・ドルフィンポート跡地やウォーターフロントパークでの活動の眺め
- ・市街地を行き交う路面電車やバスの姿の眺め



□ 7 ドルフィンポート跡地付近

- ・離島航路の出入りなど港の風景の眺め
- ・ドルフィンポート跡地やウォーターフロントパークでの活動の眺め
- ・市街地を行き交う路面電車やバスの姿の眺め



□8 NHK横の緑地帯

- ・錦江湾・桜島の眺め
- ・ドルフィンポート跡地やウォーターフロントパークでの活動の眺め
- ・みなと大通りやNHK横遊歩道の緑地景観の眺め



□9 石倉倉庫周辺

- ・錦江湾・桜島の眺め
- ・歴史性を感じられる大正年代に建造された石倉群の眺め
- ・南ふ頭の港の活動や、離島航路の出入りなど港の風景の眺め



□10 北ふ頭ターミナル付近

- ・錦江湾・桜島の眺め
- ・北ふ頭・南ふ頭の港の活動の眺め
- ・離島航路の出入りなど港の風景の眺め



□11 南ふ頭ターミナル付近

- ・錦江湾・桜島の眺め
- ・南ふ頭・北ふ頭の港の活動の眺め
- ・離島航路の出入りなど港の風景の眺め



6 配慮する事項

以下に示す項目について、景観への配慮を行います。

(1) 建築物等の高さに関する事項

①建築物等の高さは、鹿児島市景観計画に準拠した高さとする。

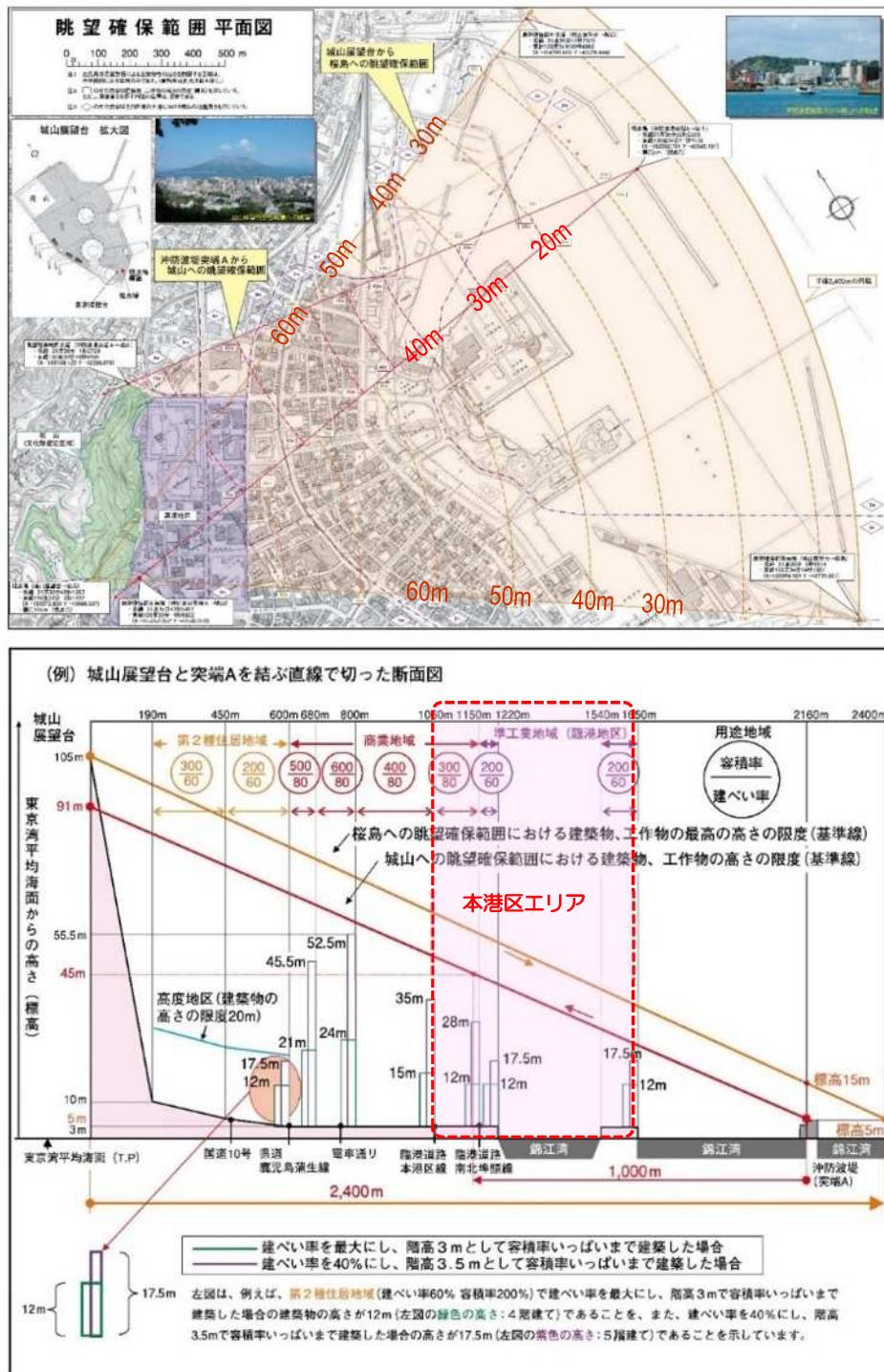


図 6-1 桜島・城山への眺望確保範囲と建築物等の高さの限度（鹿児島市景観計画に加筆）

②入港する船舶からの眺めや、水際線のプロムナードに配慮し、ウォーターフロントパーク内に設置する建築物等は、圧迫感を与えない高さ（3～4m程度）とする。



写真 6-1 ウォーターフロントパークの四阿や樹木の高さ

（2）眺望の場からの見通し確保に関する事項

① **眺望の場★①**から錦江湾・桜島への眺望や、港湾としての機能を考慮し、「**眺望の場★①**からの眺望に配慮する範囲」の建築物等については、港の活動の眺めを構成する既存の港湾施設と同程度の高さとする。

② **眺望の場★②・★③**から桜島への見通しを考慮し、壁面位置をセットバック（壁面後退）させるとともに、周辺に圧迫感を与えないよう建築物等の形態意匠を工夫する。また、開放的な構造を取り入れるなど、外部空間と内部空間の連続性を形成する。



写真 6-2 外部空間と内部空間の連続性の例

(3) 回遊動線におけるオープンスペース、回遊性の確保に関する事項

- ① 水際線のプロムナードにおいては、界隈性※・賑わい性を演出するため、比較的狭あいで曲線的なものを基本とし、立ち止まって錦江湾、桜島への眺めや活きた港の活動を感じられる場所（併みの場口1～5）及び旧港港湾施設の歴史的建造物等をつなぐ回遊性を確保する。
(※界隈性 商店街の賑わいや生業の活気等、生活感あふれる雰囲気を感じさせる個性的まちなみ)
- ② マイアミ通り、朝日通り、みなと大通りから、ウォーターフロントパークや水際線のプロムナードをつなぐ回遊動線の連続性に配慮する。また、立ち止まって錦江湾・桜島への眺めとともに、本港区エリアのまちなみや海への開放感、港の活動や市街地における活動を感じられる場所（併みの場口6～11）においては、ウォーカブルな空間の創出や、オープンスペースを確保する。
- ③ ウォーターフロントパーク及び水際線のプロムナードの回遊性を確保するため、ウォーターフロントパーク内に設置される建築物等の配置・形状や空地の確保に配慮する。

(4) 水際空間に関する事項

- ① 水際線のプロムナードとして、「鹿児島港発祥の地」の歴史を伝える赤灯台※1、歴史的石積み護岸※2、白灯台の保全・活用を図る。
- ② 居心地が良く快適な水際空間をつくるため、水際線のプロムナードに接する敷地内の建築物では、建築物内外が一体となった開放的な空間を確保する。

※1 赤灯台（鹿児島旧港防波堤灯台）(1934(S9))は、国の登録有形文化財に指定(H20)。

※2 新波止(1844～1853)、一丁台場(1872(M5))及び遮断防波堤(1904(M37))は、国の重要文化財に指定(H19)。

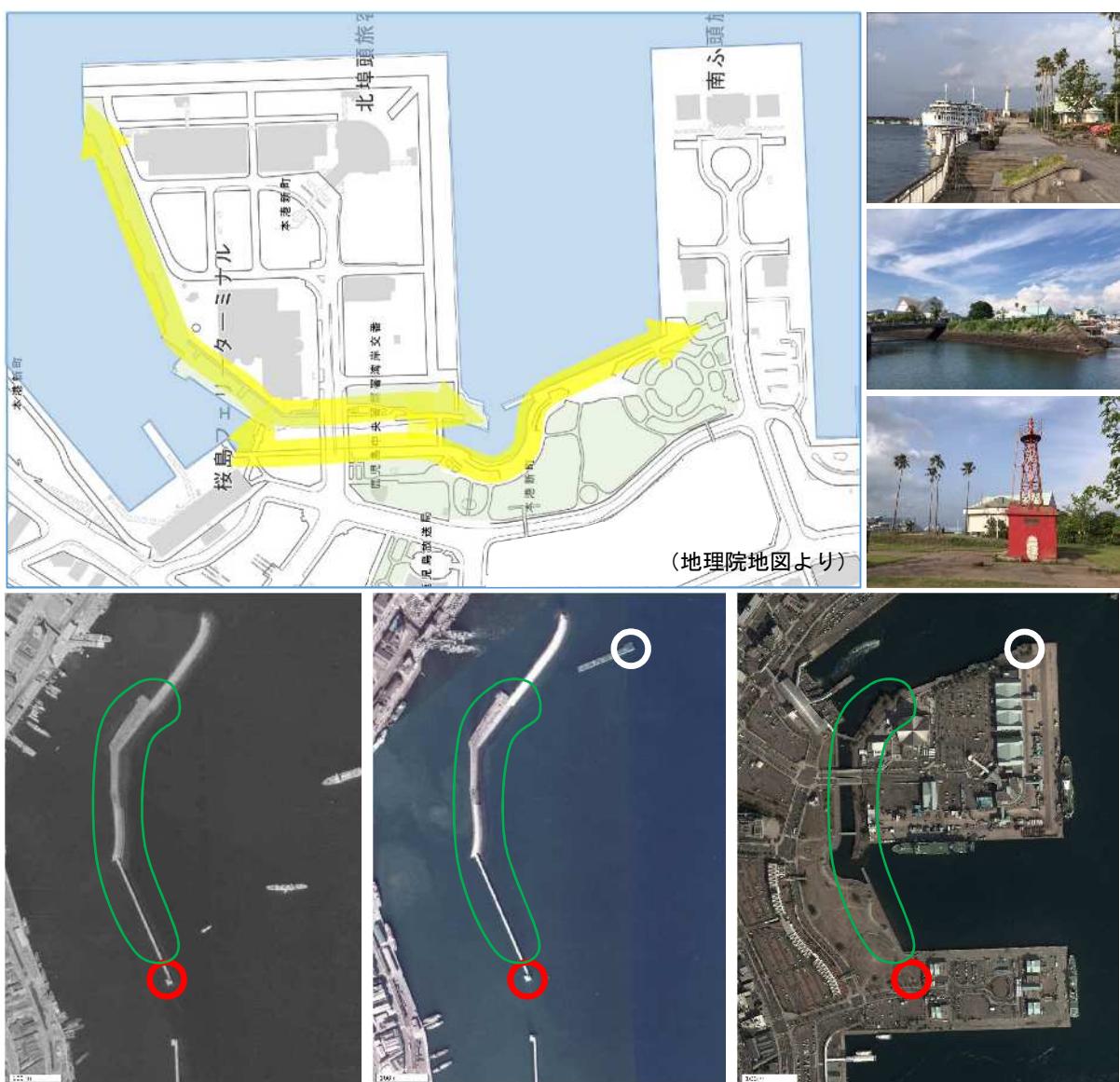


写真 6-3 1961～1969 年頃、1974～1978 年頃と 2015 年の鹿児島港（地理院地図より）

(5) まちなみ形成に関する事項

- ① 地区全体として調和のとれた沿道景観を形成するために、沿道建築物の壁面後退やセミパブリック空間を充実する。



写真 6-4 壁面後退・セミパブリック空間の例

- ② マイアミ通りからの回遊動線では、活気あるまちなみをつくるために、本港区エリアへの入口や歩行空間の連続性を意識し、エリア内の建築物の低層部の機能や形態、外構の工夫を行うとともに、橋・デッキ等の活用により動線上の眺望に変化を与える。



写真 6-5 デッキの活用の例

- ③ 建築物の壁面や屋上の緑化に努め、敷地内に緑地スペースを設ける。



写真 6-6 屋上緑化の例



写真 6-7 壁面緑化の例

(6) 建築物等のデザインに関する事項

- ① 建築物等のデザインについては、単調な壁とならないような工夫を行うとともに、分節化や低層階の工夫などにより圧迫感の軽減に努めるなど、回遊動線からの建物の見え方に配慮する。



写真 6-8 単調な壁とならない工夫の例



写真 6-9 低層階の工夫による圧迫感の軽減例



写真 6-10 分節化の例

- ② 公衆トイレ等は、周囲の建築物のデザイン・色彩と調和のとれたものとする。

(7) 色彩に関する事項

色彩は、鹿児島市景観計画に準拠するとともに、統一性に配慮しつつ、アクセントカラーを効果的に使用するなど、個性を演出する。



写真 6-11 アクセントカラーを使用した例

(8) 屋外広告物に関する事項

- ① 屋外広告物については、鹿児島市屋外広告物条例に準拠するとともに、街区内には屋外広告・貼紙等を、原則として設置しない。（案内板は除く）
- ② 店舗名などの自家用広告物については、鹿児島市屋外広告物条例に基づき設置を認めるが、景観形成に留意し、色彩を抑え落ち着いた色使いとするなど、質の高いデザインとする。



写真 6-12 質の高いデザインの例



写真 6-13 質の高いデザインの例

(9) 屋根・屋上に関する事項

城山の斜面緑地や、市街地側の建築物などからの見下ろし景観、海上からの眺望を意識し、屋根や屋上をデザインするとともに、屋上の緑化に努める。

(10) 駐車場・駐輪施設に関する事項

駐車場・駐輪施設の位置や形態は、まちなみの連続性を阻害しないものとなるよう工夫する。



写真 6-14 1階部分を工夫した駐車場の例

(11) 夜間景観の演出に関する事項

- ① 街区内の夜間景観を演出するため、照明の工夫に努めるとともに夜間の賑わいの演出に配慮する。



写真 6-15 夜間景観の照明の例



写真 6-16 夜間景観の演出例

- ② 鹿児島旧港港湾施設の歴史的建造物等を活用し、落ち着きのある魅力的な夜間景観となるよう演出を工夫する。また、自家用広告物であっても、派手なネオンサインは設置しないものとする。



写真 6-17 夜間照明の例

(12) 道路及び緑地・緑化に関する事項

- ① 歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺のまちなみの特性に配慮した良好な景観の形成を図る。



写真 6-18 歩行空間の例

- ② 歩行空間には、周辺の景観や歩きやすさに配慮した素材を使用する。

- ③ ガードレール・交通標識(法令に基づくものは除く)・信号・街路灯は、歴史・文化性を採り入れ、周囲の景観に配慮するとともに、個性ある景観づくりに寄与するようなデザインとするよう努める。

- ④ 標識類は、形状や色彩が周囲の景観を損なわないことを基本とする。

- ⑤ 緑地・ポケットパーク等のオープンスペースを設けることにより、快適性と開放感を確保する。
- ⑥ 街路樹は緑陰を形成し、かつ地域特性を考慮して、火山灰に強く、耐潮性のある樹種を基本とする。

(13) イベント時の緩和に関する事項

- ① オープンスペースは街の賑わいを創出するために、イベントを行う空間として積極的な活用を行う。
- ② イベントを行う場合、屋外広告物の取扱いを緩和する。



写真 6-19 オープンスペースのイベント活用例

(14) その他

- ① 自動ドアの設置や案内板の多言語化、ピクトグラム化を行うなど、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを行う。
- ② 各所で、水に親しむ機会の創出に努める。
- ③ 自動販売機の設置に際しては、街区の美観を損ねないように配慮する。



写真 6-20 ピクトグラムの使用例

7 配慮についての協議・調整

本港区エリアにおいて建築行為や、公共土木施設等の整備を実施する際に、事業者等との協議の場を設け、設計・施工段階における景観・デザインに関して本ガイドラインの反映状況等について、確認・調整を行うこととします。